

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年1月29日認可した。

平成28年2月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）宮池地区
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東白方奥谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）西白方川向地区